関自旅２第　　６７号の３
平成１４年４月２４日

社団法人　全国個人タクシー協会関東支部
支部長　本 間 嗣 治 殿

関 東 運 輸 局 長
上 子 道 雄

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

標記について、別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附　則
本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附　則（平成２６年２月２８日　一部改正）
本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附　則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附　則（令和元年１２月１３日　一部改正）
本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

附　則（令和２年１１月２５日　一部改正）

本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。

附　則（令和３年１２月２４日　一部改正）

本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。

附　則（令和４年１０月１１日　一部改正）

本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）

本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）

本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）

本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）

本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）

本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）

本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附　則（令和６年３月８日　一部改正）

本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

附　則（令和６年１２月２４日　一部改正）

本公示は、令和６年１２月２４日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
東京島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉南部地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
埼玉北部地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	―
群馬地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離

	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	―
茨城地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木地区	栃木県全域	１ｋｍ	―
山梨地区	甲府交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡南交通圏	１．２ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	―

別　紙

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）
本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附　則（令和６年３月８日　一部改正）
本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

附　則（令和６年１２月２４日　一部改正）
本公示は、令和６年１２月２４日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
東京島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉南部地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
埼玉北部地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	―

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）
本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附　則（令和６年３月８日　一部改正）
本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	―

群馬地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨地区	甲府交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）
本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附　則（令和６年３月８日　一部改正）
本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）
本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—

群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）
本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．１７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控

			除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

			除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）
本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	—

	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	—

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）
本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．０９１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．０９１ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．０９１ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．０９１ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．１２１ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．０３１ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．０３１ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	東葛交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	千葉交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．１５５ｋｍ	―

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	―
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	―
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	―

千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	市原交通圏	１．１５５ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．１５５ｋｍ	―
	南房交通圏	１．１５５ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．２ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	―

千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	―
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	―
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）
本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．３５７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．２１９ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—

	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	―
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	―
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）
本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—

	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	１．１ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）
本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—

山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。 附　則（令和４年１０月１１日　一部改正） 本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０９６ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—

東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—	

東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—	

（別紙）

改　正	現　行
公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。 附　則（令和３年１２月２４日　一部改正） 本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。	公　　示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成１４年４月２４日 関東運輸局長　上子道雄 附　則 本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。 附　則（平成２６年２月２８日　一部改正） 本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。 附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正） 本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。 附　則（平成３１年４月１１日　一部改正） 本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。 附　則（令和元年１２月１３日　一部改正） 本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。 附　則（令和２年１１月２５日　一部改正） 本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	―
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	―
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	―
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	―
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	―
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	―
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	―
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	―
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	―
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	―
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	―
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	―
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	―
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	―
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	―
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	―
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	―
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―

東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—	

東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—	

（別紙）

改　正

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附則（令和元年１２月１３日　一部改正）
本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

附則（令和２年１１月２５日　一部改正）
本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離

現　行

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附則（令和元年１２月１３日　一部改正）
本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離

	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	１．１ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

（別紙）

改　正

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附則（令和元年１２月１３日　一部改正）
本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１．２ｋｍ	加算距離１回分を控

現　行

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控

			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	１．２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１．２ｋｍ	—
	湘南交通圏	１．２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南東部交通圏	１．２３ｋｍ	—
	県南西部交通圏	１．２３ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	１．４７ｋｍ	—
	秩父交通圏	１．４７ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	１．２７ｋｍ	—
	東葛交通圏	１．２７ｋｍ	—
	千葉交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	１．２７ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	１．２７ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	１．２７ｋｍ	—
	市原交通圏	１．２７ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	１．２７ｋｍ	—
	南房交通圏	１．２７ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	—
	湘南交通圏	２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	—
	県南東部交通圏	２ｋｍ	—
	県南西部交通圏	２ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	—
	秩父交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	—
	東葛交通圏	２ｋｍ	—
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	—
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	—
	南房交通圏	２ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

（別紙）

改　正

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年２月２８日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	—

現　行

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年２月２８日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	—
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	—

相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	—
	湘南交通圏	２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	—
	県南東部交通圏	２ｋｍ	—
	県南西部交通圏	２ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	—
	秩父交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	—
	東葛交通圏	２ｋｍ	—
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	—
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	—
	南房交通圏	２ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

（別添）

相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	—
	湘南交通圏	２ｋｍ	—
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	—
	県南東部交通圏	２ｋｍ	—
	県南西部交通圏	２ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	—
	秩父交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	—
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	—
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	—
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	—
	東葛交通圏	２ｋｍ	—
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	—
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	—
	南房交通圏	２ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

（別紙）

改　正

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年２月２８日以降適用する。

附則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１．０５２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	―
	湘南交通圏	２ｋｍ	―

現　行

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年２月２８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	―
	湘南交通圏	２ｋｍ	―

小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	—
	県南東部交通圏	２ｋｍ	—
	県南西部交通圏	２ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	—
	秩父交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	—
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	—
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	—
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	—
	東葛交通圏	２ｋｍ	—
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	—
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	—
	南房交通圏	２ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	—
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	—
	県南東部交通圏	２ｋｍ	—
	県南西部交通圏	２ｋｍ	—
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	—
	秩父交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	—
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	—
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	—
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	—
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	—
	東葛交通圏	２ｋｍ	—
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	—
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	—
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	—
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	—
	南房交通圏	２ｋｍ	—
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	—
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	—
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	—
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	—
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	—
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	—
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	—

平成26年2月28日付一部改正

（別紙）

改　正

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年２月２８日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	―
	湘南交通圏	２ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	―
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	―

現　行

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	南多摩交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	西多摩交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	１ｋｍ
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	湘南交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	津久井交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
小田原地区	小田原・箱根交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	足柄交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ

	県南東部交通圏	２ｋｍ	―
	県南西部交通圏	２ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	―
	秩父交通圏	２ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	―
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	―
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	―
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	―
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	―
	東葛交通圏	２ｋｍ	―
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	―
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	―
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	―
	南房交通圏	２ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	―
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	―
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―

	県南東部交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	県南西部交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	秩父交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	東葛交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	千葉交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	北総交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	市原交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	東海交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
	南房交通圏	２ｋｍ	１ｋｍ
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	１ｋｍ
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	１ｋｍ
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	１ｋｍ